

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）の公布による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第2条の3略.....	第2条の3略.....
2略.....	2略.....
3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の242.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における <u>別表</u> に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。	3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の242.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における <u>別表第1</u> に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。
(旅費)	(旅費)
第5条略.....	第5条略.....
2及び3略.....	2及び3略.....
4 外国旅行の旅費は、前2項の規定にかかわらず、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令</u> （令和6年政令第306号。以下「令」という。） <u>第5条から第11条まで及び第15条</u> の規定を準用する。	4 外国旅行の旅費は、前2項の規定にかかわらず、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律</u> （昭和25年法律第114号。以下「法」という。） <u>第32条から第34条まで及び第39条の2</u> の規定を準用する。 <u>この場合において、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。</u>
5 鉄道賃、船賃、航空賃の額は、 <u>令に規定する指定職職員等</u> に相当する額を上限として実費額を支給する。	5 鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃及び旅行雑費</u> の額は、 <u>法に規定する指定職の職務にある者</u> に相当する額を上限として実費額を支給する。
別表（第2条の3関係）	別表第1（第2条の3関係）
在職期間	割合
在職期間	割合

.....略.....

.....略.....

.....略.....

.....略.....

別表第2 (第5条関係)

区分	日当(1 日につけ き)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
指定都 市	8,300円	25,700円を上限とした 実費額	7,700円を上限とした 実費額
甲地方	7,000円	21,500円を上限とした 実費額	
乙地方	5,600円	17,200円を上限とした 実費額	
丙地方	5,100円	15,500円を上限とした 実費額	

備考

- 1 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合
又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、
支給する。
- 2 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省
令第45号。以下「支給規程」という。）で定める地域をいい、甲
地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程で
定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める

地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。